

自然再生協議会の立ち上げ・運営

Step 1 自然再生協議会の組織化

自然再生推進法等では、自然再生協議会の組織化に当たって、幅広く公平な参加の機会を確保することが求められています。

また、自然再生協議会の総意の下、公正かつ適正な運営が求められます。

1. 発意・募集

自然再生協議会の設立に当たっては、自然再生事業の実施予定者（国、地方公共団体、NPO 法人、民間団体等）において、協議会設立の趣旨（目的、内容）や協議会規約（案）などを明確化しておくことが必要です。多くの場合、これらをもとに、地域の多様な者に対して、自然再生協議会への参加の呼びかけ（構成員の募集）などを行うこととなります。

Point1. 組織化の発意は？

自然再生協議会の組織化に当たっての呼びかけは、地方公共団体や関係行政機関から、NPO 法人や民間団体まで、様々な団体等が行っています。

Point2. 参加者の募集方法は？

自然再生協議会の組織化に当たっては、多くの場合、公

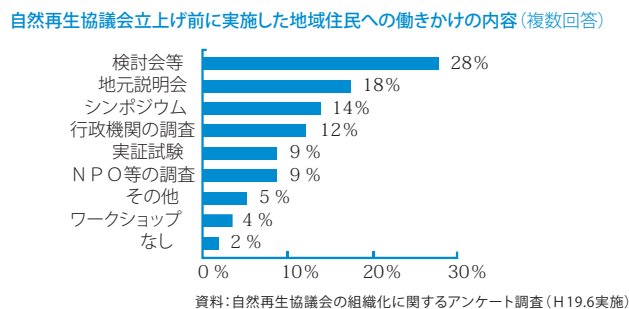
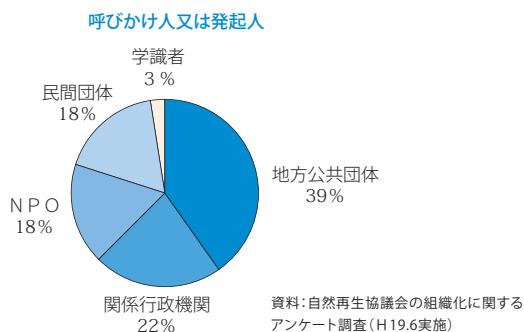
募期間（平均 29 日間）を設けて、インターネットや記者発表、市町村広報誌等を活用して参加者を募集しています。

Point3. 募集の要件は？

募集要件としては、居住地や団体に対する人数制限等の条件を付している事例や、応募の動機、自然再生に向けて取り組みたい内容、関心のあるプロジェクト名を提示させている事例があります。

Point4. 地域住民への働きかけ方は？

自然再生協議会の組織化に当たっては、地域住民に対する事前の働きかけが重要です。協議会組織化前に実施した地域住民への働きかけの例としては、検討会、地元説明会、シンポジウムの開催、行政機関による各種調査等が挙げられます。



例6 榎野川河口域・干潟自然再生協議会の組織化（山口県）



●**趣旨**：榎野川河口及び山口湾において、地域の方々の参加を促しながら、自然再生事業を推進するため、計画段階から事業実施及び維持管理段階に至るまで、自然再生事業に関する活動に自主的かつ積極的に取り組んでもらえる個人や団体等の関係者を、自然再生協議会委員として募集。

●**事業内容**：榎野川河口干潟等の自然環境を再生し維持していくための諸施策を予定。

●**チェック項目**：申込者から応募の動機、取り組みたい事項、当該地域の環境に対する想いと課題、当該地域での活動歴（ある場合）を文書で確認し、自然再生協議会の趣旨に沿った内容であるかを確認。

●**募集要件**：榎野川流域及びその周辺市町に居住、勤務、又は活動する個人（18歳以上）又は団体（1団体・法人につき代表者1名のみ）。

2. 自然再生協議会規約の作成

自然再生協議会の規約は、各協議会において定めることとされています。具体的な内容としては、名称、対象区域、目的、所掌事務、協議会の委員構成、会長・副会長の選任、分科会等の設置、事務局の設置・運営等が定められています。大半の自然再生協議会では、第1回協議会において構成員の合意を得て決定されています。

3. 分科会・小委員会の設置

分科会等の設置は、自然再生協議会の規模や検討課題の内容等により、協議会ごとにその必要性を判断し定めるとされています。主に、個別課題別（阿蘇、釧路湿原）、再生エリア別（榎野川干潟、竹ヶ島、中海）、技術事項別（八幡湿原、蒲生干潟、くぬぎ山）の3つの形態があり、各分科会等にはそれぞれ専門家が参加しています。

例7 阿蘇草原再生協議会小委員会（熊本県）

個別課題別



●牧野管理小委員会

牧野の管理と利用の継続による草原環境の維持に関する自然再生事業実施計画とその実施状況等について検討。

●草原環境学習小委員会

草原環境学習の推進と草原環境の認識の向上に関する自然再生事業実施計画とその実施状況等について検討。

●生物多様性小委員会

生物多様性保全上重要な草原の保全・再生に関する自然再生事業実施計画とその実施状況等について検討。

●野草資源小委員会

野草地採草の作業の継続・促進と野草資源の利用・流通に関する自然再生事業実施計画とその実施状況等について検討。

例8 竹ヶ島海中公園自然再生協議会分科会（徳島県）

再生エリア別



●うみ分科会

【目的】:海域における「環境保全の推進」と「適正な利用」及び「漁業振興」を図ること。

【活動方針】:自然再生事業との関わりの中で、海域環境の改善が促進でき、かつ地域の活性化が進められるよう、海面・海中の保全と利用に関する話し合いを行う。

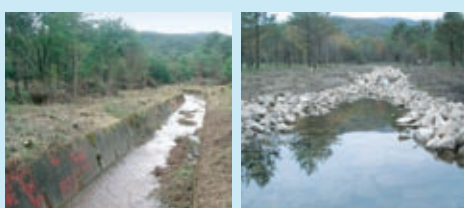
●やま・かわ分科会

【目的】:森林・川の生態系認識のもと、地域の保全と再生に積極的に取り組むこと。

【活動方針】:自然再生事業との関わりの中で、「やま・かわエリアの環境保全」と「農林業振興」を図るため、保全・再生を促進し、かつ地域の活性化を目指した活動についての話し合いを行う。

例9 八幡湿原自然再生協議会整備部会及び普及部会（広島県）

技術事項別



●整備部会

自然再生事業に係る工法、工事計画、モニタリング、維持管理等の諸課題について検討。

●普及部会

地域に対する自然再生の普及啓発を実施するため、地元説明会、HP運営、案内板設置等の広報活動について検討。

Step 1 自然再生協議会の組織化

4. 合意形成の円滑化

自然再生協議会は、公正かつ適正に運営されることが望まれますが、多様な主体が参加する中での合意形成は様々な面での工夫が必要です。

このため、各自然再生協議会においては、以下のような様々な取組を通じて合意形成の円滑化を図っています。



- 協議会を土日に開催し参加者を確保する
- 協議会へのオブザーバー参加を認める
- 協議会欠席者に資料を送付し情報提供に努める
- 協議会構成員の意見を幅広く取り入れるために小委員会等を設置する
- 協議会において会議ルールを定め構成員に周知する
- 事業実施内容や協議会の運営に対する意見を随時受け付ける

例 1 0 「石西礁湖自然再生協議会」の会議ルール (沖縄県)

合意形成に向けて会議を円滑に運営するため、議論の内容や進め方について以下のようなルール(抜粋)を定めています。

- 時間はみんなのものです。共有し、有効に利用しましょう。
- お互いの意見をよく聴き、それぞれの発言を尊重しましょう。
- 「石西礁湖自然再生」の目的に則った議論を行いましょう。
- 合意形成に向けてお互い努力しましょう。

5. 情報の公開

自然再生協議会では、会議資料や議事内容の公開など透明性を確保した運営が求められます。

現在、全ての自然再生協議会において運営状況が公開されていますが、その手法は多岐にわたっています。

- 協議会開催の事前公表手法
HP への掲載、記者発表、地方公共団体広報誌の活用など
- 協議会資料や議事内容の公表手法
HP への掲載、協議会だよりの発行、地方公共団体の情報コーナー及び事務局での閲覧など



自然再生協議会の組織化・運営への支援

自然再生協議会の組織化やその後の運営に関し、地域の自然環境の現状理解のための技術的活動支援、自然再生の検討に必要な自然関連データの収集整備、地域の専門家のネットワーク形成等への支援を行っています(環境省:自然再生活動推進費)。

1. 技術的活動支援

地域住民やNPO法人等民間団体など自然再生に携わる者の連携を図るため、地域における課題解決に向けたワークショップや意見交換会の開催等に対して支援しています。

現地検討会

現地において現状把握・検討



ワークショップ

現地を実際に見た上で検討



2. 自然関連データの収集整備

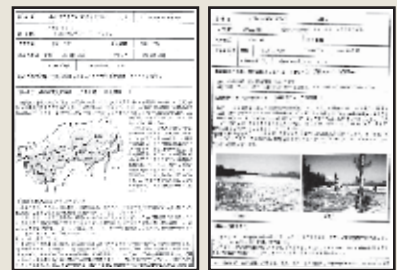
地域における自然環境に関する情報、民間団体の活動情報などの収集整備を行うため、文献調査、有識者ヒアリング等の実施に対して支援しています。

有識者ヒアリング



自然再生の活動状況についてヒアリング

情報収集(文献調査)



<瀬戸内海国立公園再生実態調査>
瀬戸内海における保全・再生活動について調査。約80団体の活動情報について収集

3. 地域における専門家ネットワークの形成

各地域において科学的知見を適時的確に得るため、地域の有識者ヒアリング、地方専門家会議の開催など専門家のネットワークの形成・維持に対して支援しています。

現地情報

かつては開放水面だったところが、
急激な乾燥化により樹林化



調査データ
再生活動状況
保全・再生手法等の情報

地方専門家会議等

地域の自然環境に関し専門的知識を有する者が集まり、要因や対策を検討



Step 2 自然再生の計画づくり

自然再生協議会では、地域の自然再生の全体的な方向を定める「自然再生全体構想」を作成します。

自然再生事業を実施しようとする者（実施者）は、自然再生全体構想を踏まえ、

「自然再生事業実施計画」を作成します。

1. 自然再生全体構想の作成

自然再生全体構想は、個々の自然再生事業実施計画の上位の構想として、地域における自然再生の全体的な方向性を長期的な観点から示すものであり、すべての構成員の合意のもとで、自然再生の目標や役割分担などを定めます。

自然再生全体構想の内容

- 自然再生の対象となる区域
- 自然再生の目標
- 自然再生協議会に参加する者の名称又は氏名とその役割分担
- その他自然再生の推進に必要な事項

区域設定 対象となる区域については、自然再生事業の対象区域はもとより、流域の水循環、物質循環、野生生物の移動など地域の生態系の特性や、周辺地域や流域などの広域性も考慮して定めることが望まれます。

例えば、関係行政機関等の連携のもと、最も重要な保全対象のほか、環境負荷の発生源と考えられる区域も包括し、対象区域とするなどの事例があげられます。

目標設定 目標は、地域における客観的かつ科学的データを基礎として、事後のモニタリングの実施を念頭において、できる限り具体的に設定する必要があります。

例えば、指向する生態系のイメージを特定年代や数値指標などを用いて設定しているもの、分野別・課題別、期間別に詳細に設定しているもの、さらには、地域全体の取組とするために、地域づくりや環境教育等の観点を含めて設定しているものなど様々な事例があげられます。

例 11 釧路湿原自然再生全体構想の概要(北海道)

■区域:釧路湿原をつくりだした釧路川水系の集水域(25.1万ha)

■自然再生理念:

目指すべき姿:この地域に本来生息している生き物たちが絶滅することなく生きていける環境、そして私たちの暮らしに豊かな恵みをもたらす「水と緑の大地」を取り戻すこと。

具体的イメージ:急速な悪化が進む以前の、国際的に価値が認められたラムサール条約登録前のような湿地環境を一つの姿とする。

■自然再生の目標:

- ① 湿原生態系の質的量的な回復
- ② 湿原生態系を維持する循環の再生
- ③ 湿原と持続的に関われる社会づくり



例 12 神於山自然再生全体構想の概要(大阪府)

■区域:岸和田市神於山(約180ha)

■自然再生理念:

- ① 森・川・海のつながり
- ② 人と自然・人と人とのつながり
- ③ 里山とまちとのつながり

■自然再生の目標:

① 長期的目標(100年後の目標)

● 里山の再生:

「自然植生の保全と回復」「活力ある森の再生」「市民が親しめる自然の再生」

② 当面の目標(10年で取り組むべき目標)

● 竹林の適正な整備:

「竹林の拡大防止」「竹林の適正な管理」「タケの利活用の推進」



例13 竹ヶ島海中公園自然再生全体構想の概要(徳島県)

■区域:

海中公園を囲む周辺の海域と、海部川、宍喰川及び野根川の3水系の河川流域とその周辺地域

■自然再生理念:

自然再生活動を通して、もう一度、豊かな自然環境を取り戻し、持続的に自然の恵みを楽しんでいる人々とともに、明らかに元気を蘇らせた地域全体の姿。

■自然再生の目標:

『エダミドリイシが健全な状態で生き続けていける環境』
海中公園指定当時、エダミドリイシの高被度群集のあった範囲に設けられたモニタリング区画において、サンゴの被覆率が50%以上あり、その内のエダミドリイシの優占率が60%以上であること。

2. 自然再生事業実施計画の作成

自然再生事業実施計画は、実施しようとする自然再生事業の対象区域とその事業内容等を定めることにより、個々の自然再生事業の内容を明らかにするものであり、自然再生協議会で協議した上で、実施者が作成します。作成に当たっては、自然再生全体構想との整合性に留意する必要があります。

想定される自然再生事業実施計画作成者の構成パターン

- 関係行政機関、関係地方公共団体が単独で実施者となって作成
 - 関係地方公共団体とNPO法人等が連名で実施者となって作成
 - NPO法人が単独で実施者となって作成
- など様々なケースが想定されます。

自然再生全体構想の内容

- 個々の自然再生事業の対象となる区域
- 個々の自然再生事業の内容
- 周辺地域自然環境との関係と自然環境の保全上の意義・効果
- 事前調査や事業期間中・実施後のモニタリングの具体的な計画
- その他自然再生事業の実施に必要な事項

例14 神於山地区自然再生事業実施計画の概要(大阪府)

構成パターンBの例

■実施者:大阪府、神於山保全くらぶ(ボランティア団体)

■区域:岸和田市所有地(約37ha)

■基本方針:地域住民やボランティアが維持管理可能な活力ある森林の再生

■具体的な事業内容

① 荒廃森林のタイプ別整備

- 森林の荒廃状況や整備目標等により森林を類型化して整備を実施

② 附帯施設の設置

- 森林の維持管理を行う作業歩道等の整備

③ モニタリング

- 再生された自然環境のモニタリング調査
- タケの利活用による自然再生モニタリング調査

④ モニタリング結果の反映

- 事業実施期間中(17-19年度)

大阪府が調査主体となり、試験研究機関、ボランティア等と共同で植生モニタリング調査を行い、事業への反映を図る。

- 事業完了後

市民団体、ボランティアによる調査を行い、維持管理方法に対する反映を図る。

神於山保全くらぶの事業活動

●これまでの活動を自然再生事業としてとらえ、活動地を中心とした里山ボランティア活動を継続的に実施

●大阪府と連携を図りながら以下の活動を実施

- 区域内の草刈り・除伐・林床管理
- 区域内のタケの侵入防止
- モニタリング調査
- 実生苗の育成
- 環境学習

荒廃森林のタイプ別の事業内容

① タケが優占する区域(約7ha)

⇒ 林種転換による目標林への誘導

② クズやササに被われたヤブ状地(約3ha)

⇒ 林種転換による目標林への誘導

③ 常緑・落葉広葉樹が密生する区域(約18ha)

⇒ 本数密度調整による健全な森林への誘導

④ 比較的良好な広葉樹林(約7ha)

⇒ 現況林維持を基本

Step 3 自然再生全体構想の目標を実現させるための手法

自然再生に向けた取組は、多様な主体が、多岐にわたる活動をそれぞれの責任において実施することが基本です。事業の実施には、各種の事業制度の活用が可能です。

1. 構成員の役割分担

自然再生協議会の構成員は、自然再生事業やこれに関連して行われる活動に参加することが求められます。構成員の役割分担には様々なタイプが想定されます。

想定される構成員の役割分担のタイプ

- 課題ごとに実施者が分担するタイプ**
関係行政機関による個々の自然再生事業を相互に関連づけて進めます。
- エリアで分担するタイプ**
自然再生の対象区域を参加主体ごとに区分して進めます。
- 事業の実施段階で分担するタイプ**
事業実施と事後のモニタリングの実施を分担して進めます。

例 1 5 課題ごとに実施者が分担～釧路湿原自然再生協議会（北海道）～

釧路湿原自然再生協議会では、各行政機関による個々の自然再生事業を関連づけています。



河川及び農地対策

土砂流入対策実施計画[久著呂川]

【実施者】

国土交通省北海道開発局釧路開発建設部、北海道釧路土木現業所、鶴居村、下久著呂地区農業用排水路維持管理組合

【目標】

- 流域開発に伴って増加した湿原流入土砂を軽減
- 湿原に流入する土砂量を現状から4割軽減

農地対策

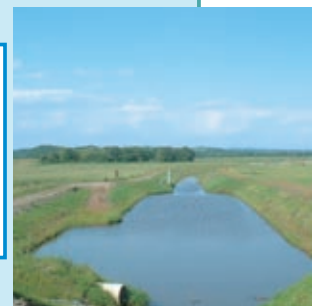
土砂流入対策(沈砂池)実施計画[南標茶地域]

【実施者】

国土交通省北海道開発局釧路開発建設部、標茶町、南標茶地区排水路維持管理組合

【目標】

- 農地及び農業用排水路から河川への土砂流入の軽減を図る。



農地対策

土砂流入対策(沈砂池)実施計画[雪裡・幌呂地域]

【実施者】

国土交通省北海道開発局釧路開発建設部、鶴居村、鶴居排水路維持管理組合

【目標】

- 農地及び農業用排水路から河川への土砂流入の軽減を図る。

森林対策

雷別地区自然再生事業実施計画

【実施者】

林野庁北海道森林管理局

【目標】

- シラルトロ沼流域上流の森林の水土保全機能を高めるため、トドマツ林の立枯れ(気象害)被害地で笹地となっている箇所を対象に森林再生を行う。

森林対策

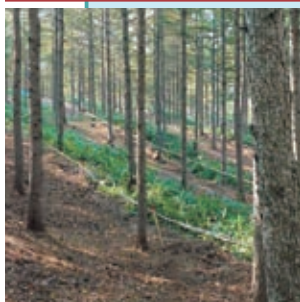
達古武地域自然再生事業実施計画

【実施者】

環境省北海道地方環境事務所
釧路自然環境事務所

【目標】

- 森林生態系(自然林)の再生
- 湿原・湖沼への土砂流入の防止
- 環境教育の促進



河川対策

茅沼地区旧川復元実施計画

【実施者】

国土交通省北海道開発局釧路開発建設部

【目標】

- 湿原中心部への土砂流入量の軽減
- 氾濫原の再生による湿原植生の再生
- 湿原河川本来の魚類などの生息環境の復元
- 湿原景観の復元





例16 エリアで分担～神於山保全活用推進協議会（大阪府）～

神於山では、自然再生の対象区域を参加主体ごとに区分し、各団体がそれぞれのフィールドで神於山及びその周辺の自然環境を保全・回復するとともに、森の産物を資源として活用し、豊かな神於山としてよみがえらせ、地域の活性化を図ることを目的に、自然再生に取り組んでいます。



魚庭(なにわ)の森
大阪府漁業協同組合連合会

海や川の漁場環境を保全し水産資源を守っていくためには「森・川・海」を一体的に捉え、水域全体として環境を保全していく必要があります。このため若手漁業者が中心となって荒れた森の再生・植林事業を行っています。



WOOD・木・樹の森

NPO法人神於山保全くらぶ里山の自然環境を守り、育み、次世代に良好な里山林を引き継ぐことを目的として設立された神於山保全くらぶのフィールドです。神於山保全くらぶでは、荒廃化が進みつつある神於山において森林整備を実施し、イベント時には森林資源の良さ・おもしろさを参加者に対してPRしています。



どんぐりの森

岸和田市立修斉小学校

「どんぐりの森」では、子どもたちが集めたどんぐりを預かり、苗木に育てて払い戻す「木になる夢銀行」(大阪府)のシステムを活用して、市立修斉小学校の生徒が苗を植栽しています。



シャープの森

シャープ株式会社

「シャープの森」づくりは、「森・いきもの・人のつながりを理解し、きずなを深め、地球環境に優しい心をはぐくむ」ことをコンセプトに、森林の再生と環境問題についての意識を高めることを目的として展開しています。特に神於山では、社員自ら植林し、下草を刈り、既存の雑木林の整備を行うなど、豊かな自然の保全・再生に取り組んでいます。

Step 3 自然再生全体構想の目標を実現させるための手法

2. 各種事業制度の活用

自然再生協議会においては、国や地方公共団体が幅広く参加することから、地域における様々な課題に対して、多様な事業制度を活用した自然再生事業の実施が可能となります。

また、現在、環境保全活動を実施する民間団体に対し、事業の実施経費の一部を助成している公的及び民間の助成制度があり、多くのNPO法人等が活用しています。

例17 石西礁湖におけるサンゴ礁生態系再生への取組（沖縄県）

石西礁湖では、陸域からの環境負荷、海水温の上昇等によるサンゴの白化現象、オニヒトデによる食害等により衰退したサンゴ群集の再生を、地域住民、民間団体、国、地方公共団体が様々な制度を活用して進めています。



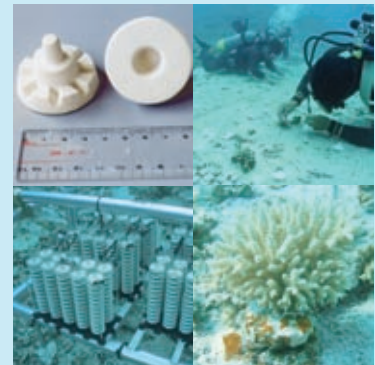
■オニヒトデ駆除対策
実施主体：八重山漁業協同組合、環境省
実施年：平成16年から
利用制度：グリーンワーカー事業（環境省）



■環境教育プログラムの作成
実施主体：環境省
実施年：平成15年
事業予算：自然再生活動推進費（環境省）



■八重山地域オニヒトデモニタリング
実施主体：八重山サンゴ礁保全協議会
実施年：平成15年
利用制度：地球環境基金（独立行政法人環境再生保全機構）



■サンゴ群集の修復（幼生定着基盤の設置）
実施主体：環境省
実施年：平成16年から
事業予算：自然再生事業（環境省）



■環境教育の実施
実施主体：環境省
実施年：平成14年から
事業予算：子どもパークレンジャー事業（環境省）

例18 阿蘇における草原再生への取組（熊本県）

阿蘇においては、様々な主体が、国の事業制度の活用、民間支援制度の活用や自己資金等によって、草原生態系の保全、草原景観の維持に向けた取組を進めています。



■輪地切り・野焼き支援ボランティアの活動
実施主体：(財)阿蘇グリーンストック
実施年：平成19年
利用制度：地球環境基金
(独立行政法人環境再生保全機構)



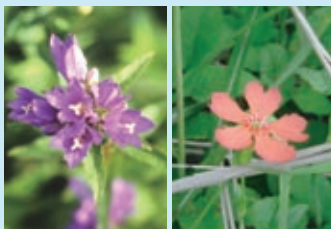
■あか牛オーナー制度
実施主体：(財)阿蘇グリーンストック
実施年：平成19年
資金調達：各オーナーからの出資



■草小積みによる景観維持
実施主体：(財)阿蘇グリーンストック、環境省
実施年：平成19年
利用制度：グリーンワーカー事業(環境省)



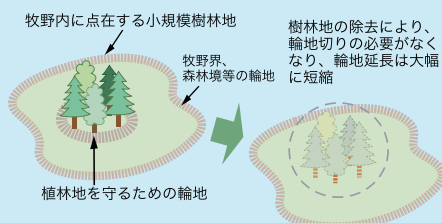
■野草利用促進のための調査・普及啓発
実施主体：阿蘇草原再生シール生産者の会
実施年：平成19年
利用制度：農村景観・自然環境保全再生パイロット事業
(農林水産省)



■ナショナルトラストを活用した草原取得
実施主体：NPO法人阿蘇花野協会
実施年：平成17年から
利用制度：ナショナルトラスト活動助成制度
(社)日本ナショナルトラスト協会



■野焼きの安全性確保とその後の作業道整備
実施主体：環境省
実施年：平成19年
事業予算：自然再生事業(環境省)



■輪地切り省力化のための環境整備
実施主体：環境省
実施年：平成19年
事業予算：自然再生事業(環境省)



■バイオマスエネルギーを活用した地域循環型社会の形成
実施主体：阿蘇市、NPO法人九州バイオマスフォーラム
実施年：平成17年から
利用制度：産業技術総合開発機構(NEDO)